

京都市告示第412号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和2年11月16日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
一般財団法人大和松寿会 中央診療所	中京区三条通高倉東入栴屋町58番地・ 56番地	令和2年10月1 日
医療法人創青会 京都駅前 下肢静脈瘤クリニック東京 中央美容外科	下京区七条通烏丸東入真苧屋町195番地 福井ビル6F	令和2年9月1 日
松木整形外科クリニック	左京区岩倉南河原町151-1	令和2年11月1 日
きざき小児科・小児内分泌 クリニック	東山区三条通大橋東入大橋町102番地1 田中ビル3F	令和2年11月1 日
京都十条駅前歯科	南区東九条南石田町69番地2	令和2年10月1 日
オレンジ薬局御前店	中京区壬生東高田町43番地6ノザキビル 1F	令和2年10月1 日
薬局ダックス京都吉祥院前 田店	南区吉祥院前田町15番地	令和2年10月1 日
さぎの森薬局	左京区修学院薬師堂町12の7	令和2年7月1 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)